

第5号

発行元：大阪市環境局

※お問い合わせは裏面をご参照ください。

平成31年1月現在の活動団体数	
資源集団回収団体	2,815
コミュニティ回収団体	72

ひろげよう地域コミュニティの輪!! コミュニティ回収通信

資源集団回収等の実施で分別意識の向上へ！

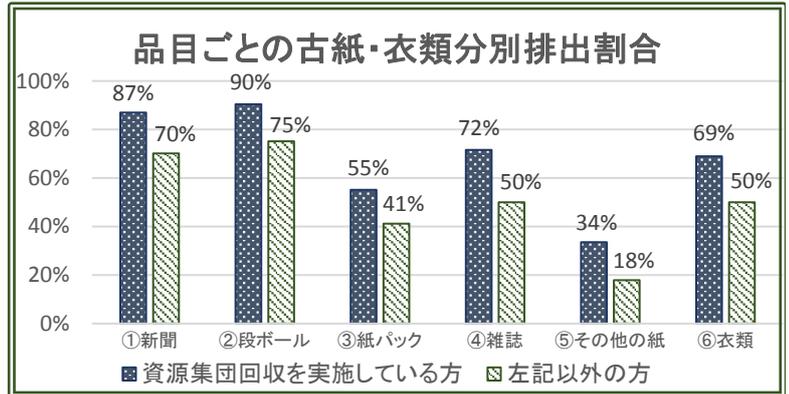
大阪市では、ごみの減量等に関する市政モニターアンケートを平成30年10月に実施し、約600名の市民の皆さまから回答をいただきました。

アンケートの結果、資源集団回収を実施している地域にお住いの方は、それ以外の方に比べて古紙・衣類を分別して排出している割合が高いことが確認されました（例えば、①新聞では分別している割合に17%の差があるなど）。

さらに「その他の紙」を分別している割合は、居住地域にかかわらず他の品目に比べて極端に低いことも分りました。

引き続き、分別排出にご協力いただくとともに、「その他の紙」の適正分別にご協力をお願いします。

また、コミュニティ回収においては大阪市の行政回収と同じ6品目（新聞、段ボール、雑誌、紙パック、その他の紙、衣類）を対象として実施いただいているところですが、品目を指定できる資源集団回収では約2,800団体のうち、ほとんどの団体で「新聞」を対象品目としているのに対し、「その他の紙」を対象品目としている団体は99団体と少ない状況にあります。「その他の紙」の対象品目への追加など、さらなるごみ減量の取り組みにご協力をお願いします（品目の追加にあたっては、現在契約されている再生資源事業者にご相談ください）。なお、古紙・衣類の6品目の詳細については裏面をご参照ください。



コミュニティ回収の説明会でよくあるご質問 資源集団回収について

近年、コミュニティ回収活動を始められる地域が急速に増加しています。環境局より地域へコミュニティ回収の制度説明にお伺いした際によくいただくご質問についてご紹介します。

Q.コミュニティ回収を始めると資源集団回収はやめなければならないの？

A. やめる必要はありません。そのまま継続して活動することもできます。

Q.でも資源集団回収で集めているから、誰も出していないはず？

A. 右の図をご覧ください。

資源集団回収活動は新聞・雑誌・段ボール・紙パック・その他の紙など1品目からでも活動として取り組んでいただけます。もちろん全ての品目の古紙を扱うこともできますが、資源集団回収活動団体の大半は新聞・雑誌・段ボールの3品目しか取り組んでおられないのが現状です。右の図のようにA町会、B子ども会、Cマンションがそれぞれの品目で活動している場合、枠より外れている品目およびD未実施については大阪市が収集をしていることとなります。すなわちコミュニティ回収の収集量となります。

資源集団回収の実施例

	A 町会	B 子ども会	C マンション	D 未実施
新聞				
雑誌				
段ボール				
紙パック				
その他の紙				
衣類				

現在

は資源集団回収活動
 枠外は大阪市が収集している

は継続してそのまま活動
 枠外がそのままコミュニティ回収になる

振込口座の確認を

平成31年3月末ごろに、資源集団回収及びコミュニティ回収の活動団体あてに、平成30年度分の年間実績報告書等の提出資料を送付させていただく予定です。各環境事業センターに提出いただく資料の提出期限は、平成31年4月30日（火）となりますので、振込口座の確認（活動団体名と口座名義は同一である必要があります）等をお願いします。

古紙・衣類は6品目に分けてお出してください

コミュニティ回収等の活動の有無にかかわらず、古紙・衣類の排出については**6品目**の分別排出にご協力をよろしくお願いいたします。なお、汚れやにおいがついた紙やコーティング加工された紙などは対象外となります。



①新聞・折込チラシ

片手で持ち上げられる程度の量までを4つ折りし、**ひもで束ねて**お出してください。
又は、新聞販売店で配られている透明もしくは半透明の新聞回収袋でお出してください。



②段ボール

粘着テープ・カーボン紙(宅配伝票など)をはがし、**折りたたんで10枚程度までをひもで束ねて**お出してください。
※簡単に取れない金属製の留め具は外さなくてもかまいません。



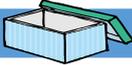
③紙パック

水洗いして、切り開き、乾燥させてから、ひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れてお出してください。



④雑誌

- 週刊誌 ●専門誌 ●漫画本
 - 単行本 ●カタログ ●教科書
 - パンフレット ●辞典など
- 片手で持ち上げられる程度の量までを、**ひもで束ねて**お出してください。
※雑誌をとしている留め具はそのままでお出してください。



⑤その他の紙

ひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れてお出してください。



⑥衣類

- ジャケット ●シャツ ●ズボン
 - セーター ●スカート
 - シーズ ●コートなど
- 洗濯し、乾かしてから、中身の見えるごみ袋に入れてお出してください。
雨などで衣類がぬれないよう袋の口をしっかりと閉じてお出してください。



ビニールは外して普通ごみへ

ビニール窓は外して普通ごみへ

金具は外して普通ごみへ

留め具は外して普通ごみへ

紙以外の紐は外して普通ごみへ

紙箱

名刺・はがき・封筒

シユレッターした紙

トイレットペーパーなどの芯

値札

メモ用紙

チラシ (新聞折込チラシを除く)

カレンダー

紙袋

紙製ファイル

包装紙

コーン

コピー用紙

ポスター

紙であっても以下のものは古紙・衣類分別の対象外です 普通ごみにお出してください

②段ボール

- アルミコーティングされたもの
- ワックス加工されたもの

③紙パック

- 内側がアルミコーティングされたもの

④雑誌

- 紙以外の部分
- ◇雑誌の付録(DVDなど)
- ◇ビニール製や布製の表紙など

⑥衣類

- 作業服 ●ダウンジャケット
- 革製衣類 ●綿(わた)入りのもの
- ビニール製のもの
- 衣類以外のもの(タオル、シーツなど)

⑤その他の紙

- 油や食べ物の残りかすが付着した紙
- ティッシュペーパー等の衛生紙
- 圧着はがき、写真プリント紙
- カーボン紙、ノンカーボン紙(宅配便の複写伝票など)
- (紙コップ、アイスクリームやヨーグルト容器など)
- 防水加工された紙
- (洗剤の箱や石けんの包装紙など)
- においのついた紙
- 紙おむつ
- 感熱紙(レシートなど)
- 捺染紙(アイロンプリント紙など)
- 銀紙
- 感熱発泡紙

コミュニティ回収、資源集団回収に関するお問い合わせはお住いの行政区を担当する環境事業センターまで

北区・都島区	北部環境事業センター ☎ 6351-4000	港区・大正区・西区	西部環境事業センター ☎ 6552-0901
淀川区・東淀川区	東北環境事業センター ☎ 6323-3511	東成区・生野区	東部環境事業センター ☎ 6751-5311
旭区・城東区・鶴見区	城北環境事業センター ☎ 6913-3960	住之江区・住吉区	西南環境事業センター ☎ 6685-1271
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター ☎ 6477-1621	西成区・阿倍野区	南部環境事業センター ☎ 6661-5450
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター ☎ 6714-6411	平野区	東南環境事業センター ☎ 6700-1750
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所 ☎ 6567-0750		家庭ごみ減量課 ☎ 6630-3259